

令和3年5月26日
日行連発第237号

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更
(令和3年5月14日)に伴う工事及び業務の対応について(周知)

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点処置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更(令和3年4月16日)に伴う工事及び業務の対応等について」(令和3年4月28日付・日行連発第122号)にてお知らせしたところですが、今般、国土交通省より、令和3年5月14日に、新型インフルエンザ等対策等特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域(以下「緊急事態措置区域」という。)について1都2府3県から北海道、岡山県、広島県を含む1都1道2府5県に拡大する公示がなされ、拡大された緊急事態措置区域においては同5月16日から5月31日まで緊急事態措置を実施することが決定されたこと等を踏まえ、緊急事態措置等を実施すべき区域の変更に伴う対応について、地方公共団体及び建設業団体等あてに送付したとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトに周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【別添】

- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更(令和3年5月14日)に伴う工事及び業務の対応について(令和3年5月16日・国土交通省)

【参考】

- ・国土交通省 新型コロナウイルス感染症対策ホームページ

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html